



平成 14 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社システムソフト  
代表者の役職名 代表取締役社長 伊藤光邦  
(登録銘柄 コード番号 7 5 2 7 )  
問い合わせ先 福岡管理本部長 緒方友一  
T E L 0 9 2 - 7 1 4 - 6 2 3 6

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ  
（商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 に規定する新株予約権の無償発行）

当社は本日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 14 年 6 月 20 日開催予定の当社第 20 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1．株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の業務に従事する者の企業価値向上に対する意欲を一層高めることを目的とし、当社の取締役、監査役、従業員および従業員としての採用予定者に対し、発行価額を無償とする新株予約権を発行するものであります。

2．新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権割当ての対象者

当社の取締役、監査役、従業員および従業員としての採用予定者に対し割当てるものとする。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類

当社普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的たる株式の数

合計 500,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で対

象者が行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株に満たない端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要な範囲で目的たる株式の数の調整を行うことができるものとする。

(4) 新株予約権の総数

合計 5,000 個を上限とする（本件新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数は、100 株とする）。

(5) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額

本件新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき 1 株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）は、220 円（決算発表日の前日の最終価格）又は本件新株予約権の発行する日に日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格（当日に該当する取引がない場合、それに先立つ直近日の最終価格とする。）のいずれか高い金額に 1.03 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、本件新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分するとき（新株予約権および新株引受権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、本件新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができる。

(7) 新株予約権の行使期間

本件新株予約権の行使期間は、平成 15 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日までとする。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

(8) 新株予約権行使の条件

対象者は、本件新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社および当社持分法適用関連会社の取締役、監査役、従業員（契約社員を含む。）の地位にあることを要する。

本件新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。

対象者が死亡した場合、その相続人が本件新株予約権を行使することができる。その他権利行使に関する条件については、本株主総会以後に開催される取締役会決議により決定し、対象者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

(9) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、取締役会の決議をもって、本件新株予約権の全部を無償で消却することができる。

対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、また、対象者が本件新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社はその新株予約権を無償で消却することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

本件新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。

(11) 細目事項

本件新株予約権に関するその他の細目事項については、本株主総会以後に開催される取締役会決議によるものとする。

### 3．停止条件について

上記の内容については、平成 14 年 6 月 20 日開催予定の当社第 20 回定時株主総会において「株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを停止条件としております。

以 上